

2020年7月9日

2020年7月10日

2020年7月13日

2020年7月16日

2020年7月21日

2020年8月4日

(2020年8月4日変更箇所は下線部)

自賠責共済（保険）の取扱いに係る特別措置について

1. 特別措置の適用

この特別措置は、令和2年7月3日からの大雨による被害にともない、道路運送車両法第61条の2の規定に基づいて自動車検査証の有効期間が伸長された下記対象地域に使用の本拠を有する自動車等について、当該自動車等の契約者（個人・法人の別を問わない。）から、書面（別紙）により本特別措置の申請があり、かつ当会の承諾があった場合に適用します。

[伸長対象地域]

<第1群>

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町
球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村
球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、
いちき串木野市、曾於郡大崎町

<第2群>

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【熊本県】

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、
玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【佐賀県】

鹿島市

<第3群>

【長野県】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、
下伊那郡下條村、下伊那郡壳木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、
木曽郡大桑村、木曽郡木曽町

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

<第4群>

【島根県】

江津市

<第5群>

【熊本県】

八代市、人吉市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡相良村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

<第6群>

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

<第7群>

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

2. 特別措置の内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

[検査対象車]

<第1群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月4日から2020年8月3日）までの自動車であり、（2020年7月4日から2020年8月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第2群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月6日から2020年8月3日）までの自動車であり、（2020年7月6日から2020年8月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第3群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月8日から2020年8月3日）までの自動車であり、（2020年7月8日から2020年8月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第4群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月13日から2020年8月3日）までの自動車であり、（2020年7月13日から2020年8月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第5群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月4日から2020年9月3日）までの自動車であり、（2020年7月4日から2020年9月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

<第6群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月6日から2020年9月3日）までの自動車であり、（2020年7月6日から2020年9月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

9月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

<第7群>

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年7月8日から2020年9月3日）までの自動車であり、（2020年7月8日から2020年9月4日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

[検査対象外車]

<第1群>

2020年7月4日から2020年8月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第2群>

2020年7月6日から2020年8月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第3群>

2020年7月8日から2020年8月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第4群>

2020年7月13日から2020年8月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年8月4日を限度として、猶予します。

<第5群>

2020年7月4日から2020年9月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

<第6群>

2020年7月6日から2020年9月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

<第7群>

2020年7月8日から2020年9月4日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月4日を限度として、猶予します。

(2) 継続契約の共済掛金払込みの猶予

<第1群>

2020年7月4日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

<第2群>

2020年7月6日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

<第3群>

2020年7月8日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

＜第4群＞

2020年7月13日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

＜第5群＞

2020年7月4日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

＜第6群＞

2020年7月6日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

＜第7群＞

2020年7月8日から6ヶ月後の末日（2021年1月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヶ月後の末日（2021年1月31日）を限度として、猶予します。

※ 契約者等（契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

＜第1群＞～＜第4群＞

[検査対象車]

契約者	使用の本拠	手続猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	伸長対象 地域内	○ (2020年 8月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
	伸長対象 地域外	×	○ (2021年 1月31日 まで)
上記以外	伸長対象 地域内	○ (2020年 8月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
	伸長対象 地域外	×	×

[検査対象外車]

契約者	手續猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	○ (2020年 8月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
上記以外	×	×

<第5群>～<第7群>

[検査対象車]

契約者	使用の本拠	手續猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	伸長対象 地域内	○ (2020年 9月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
	伸長対象 地域外	×	○ (2021年 1月31日 まで)
上記以外	伸長対象 地域内	○ (2020年 9月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
	伸長対象 地域外	×	×

[検査対象外車]

契約者	手續猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	○ (2020年 9月4日 まで)	○ (2021年 1月31日 まで)
上記以外	×	×

以上